最終更新日：2017年3月27日
株式会社アイフィスジャパン
代表取締役 大沢 和春
問合せ先：取締役 管理担当 大澤　弘毅
証券コード：7833
http://www.ifis.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指し、経営の効率化、公平性・透明性を確保するとともに、継続的な実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。
またそのために迅速かつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることでコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則３－１（５）】取締役等の個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の略歴を示しております。

【原則４－８】独立社外取締役の有効な活用
当社は、社外取締役1名、社外監査役3名が在籍しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。
社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。
ただし、今後当社グループの規模の拡大や取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則４－１０（１）】　独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置
当社は現在、任意の諮問委員会は設置しておりません。代表取締役は、独立社外取締役および監査役と定期的に会合を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っています。
また、独立社外取締役から、業務執行取締役の指名手続、報酬の決定についての助言を得ております。

【補充原則４－１１（３）】　取締役会全体の実効性についての分析・評価および概要の開示
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】いわゆる政策保有株式
当社は、政策保有株式は保有しておりませんが、保有を行う場合は、顧客および取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行います。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当該企業の状況や取引関係等を踏まえ、営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勘案して判断することとしています。
また、政策保有株式を保有する場合は、定期的に取締役会へ報告し、投資の妥当性や経済合理性の判断を行うものとしております。

【原則１－７】関連当事者間の取引
当社は、役員等関連当時者との間で利益相反取引を行う場合には、取締役会において、当該取引が当社および株主共同の利益を害する懸念がないことを確認したうえで、予め取締役会の承認を得ることとしております。また、取引実施後、当該取引に係る重要な事実を取締役会に報告します。

【原則３－１】情報開示の充実
(1) 当社は、常に技術・マーケティングでの革新、社内外での公正の徹底に努め、時代を先取る金融情報サービスの提供により、顧客だけでなく社員間においても満足度を高め、日本の資本市場の活性化に寄与します。

＜企業理念＞

Innovation[革新]
「Idea」「Action」「Identity」におけるInnovationを追求。
独創的な発想を確実にカタチに変え、市場へ継続投入しながら卓越した価値を創造します。

Fair[公正]
公明公正なお客様への対応で最良のパートナーシップを構築。
社内では公平かつ正当な人事制度を確立。社内外で強固な信頼関係と組織作りを実現します。

Initiative[先取]
技術・サービス・マーケットにおいて常にイニシアチブを取り、
アイフィスジャパンならではの高い付加価値を提供しながら金融情報サービス業界をリードします。

Satisfaction[充足]
　創意工夫と自立の精神を養い、お客様の満足に確実に応える姿勢を徹底。
　社員の自己実現の喜びと企業価値が比例して高まる組織づくりを目指します。

上記企業理念に基づき、従業員一人ひとりがいかに行動すべきかを、当社の取締役、監査役および従業員に周知徹底させるとともに、取締役会での報告等を通じて、実践状況の確認を行っております。

(2) 本報告書の1.基本的な考え方に記載のとおりです。

(3) 当社の取締役の報酬等の額は、各取締役の職責および経営への貢献度に応じた報酬と、役位に応じた報酬、また会社業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせて算定することを基本としており、報酬等の算定方法に関しては、取締役会での承認を得ることとしております。
　監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

(4) 当社の取締役は幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力に優れ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。なお、全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。
　当社の監査役は取締役の職務の遂行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい見識および倫理観を有している者を候補者として指名し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。
　また、社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに下記【原則4-9】に定める独立性基準を考慮しております。

【補充原則4－1(1)】経営陣に対する委任の範囲
　取締役会は、法令で定められた専決事項および当社「取締役会規程」に定める事項の決定を行います。その他の主要な業務執行の決定については、当社「職務権限規程」において、その権限移譲の範囲を定めています。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、会社法や東京証券取引所の企業倫理規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、かつ専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった役割が期待できる者を候補者としております。

【補充原則4－11(1)】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
　取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は6名以内とします。

【補充原則4－11(2)】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
　取締役および監査役が当社グループ以外の会社の取締役、監査役、執行役を兼務する場合は、当社グループの事業等を理解する等、その責務を適切に果たすために必要となる時間を確保できる範囲に限るものとし、兼職の状況について定期的に取締役会へ報告します。

【補充原則4－14(2)】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
　当社は、取締役および監査役が、その役割や責務を果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。また、取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとしています。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
　当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示および自主規制機関の要請する開示ならびにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、インサイダー情報を厳重に管理することにより株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大澤商事	3,220,000	31.44
大沢　和春	1,009,000	9.85
SCBHK AC DBS VICKERS (HK) LIMITED － CLIENT A／C	427,800	4.18
株式会社B＆S	420,800	4.11
鈴木　智博	304,000	2.97
大澤　由利子	200,000	1.95
大澤　由加子	200,000	1.95
大澤　弘毅	200,000	1.95
アイフィスジャパン従業員持株会	194,900	1.90
BANQUE ET CAISSE D'EPARG NE DEL'ETAT LUXEMBOURG	160,700	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成28年12月31日現在のものです。
当社は、自己株式582,237株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社のその他の関係会社である株式会社大澤商事は、当社の代表取締役である大沢和春の親族が全ての議決権を所有する有価証券管理事業を行う非上場の親会社等であり、持株比率は、49.99%（直接所有分33.34%、合算対象16.65%）でありますが、当社グループと同社には取引関係はなく、また、事業活動を行う上での同社からの制約はなく、当社が独自に意思決定を行っており、一定の独立性は確保されております。
また、当社の代表取締役である大沢和春の2親等以内の親族の保有株式分を含む持株比率は、49.99%（直接所有分：10.45%、合算対象分：39.54%）となりますが、当社との取引はなく、今後においても取引を行う予定はありません。
なお、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩橋 淑行	他の会社の出身者								△			○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩橋 淑行	○	―――	取締役会では、経営の基本方針、その他経営に関する重要な事項を決定しておりますが、その決定に際し、社外取締役の客観的、中立的な意見を取り入れることにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることのない透明性のある運営をするために社外取締役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、異業種での経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

金融商品取引法に基づく監査の過程で、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と定期的に会合を開催し、監査役としての意見申述を行うとともに、積極的に情報交換を行っております。また、会計上の問題のみならず、経営上の課題等につき幅広く意見交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大政 和郎	他の会社の出身者													○
森部　章	税理士													○
長井　治	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大政 和郎	○	常勤監査役	会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ人材育成に関する豊富な経験に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、人材育成に関する豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。

森部　章	○	――	会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ税理士としての専門的な視点に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、税理士としての専門性を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。
長井　治	○	――	会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ国際事業における豊富な経験に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、国際事業に関する豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役1名と社外監査役3名の計4名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しておりましたが、平成28年12月31日現在、取締役に付与したストックオプションはすべて行使されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

企業全体の価値の向上を意識させることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は45,613千円であり、その内訳は以下のとおりです。
役員報酬
社内取締役　34,213千円
社外取締役　1,200千円
社外監査役　10,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、各取締役の職責及び経営への貢献度に応じた報酬と、役位に応じた報酬、また会社業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせて算定することを基本としております。監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

1.情報伝達の仕組み
　社外取締役（社外監査役）との情報伝達については、経営管理グループが窓口となっております。取締役会に関する事項の他、必要な情報収集・伝達については適時電子メールや電話で行っております。

2.取締役会への出席
　当社では、月次の取締役会の他、必要に応じて適時取締役会を開催しております。取締役会の議事に関する資料等は事前に経営管理グループから電子メール等で配付されております。また、平成28年12月期においては、16回の取締役会が開催されましたが、社外取締役はすべての取締役会に出席しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1.現状の体制の概要
(1)取締役会
　経営の基本方針、その他取締役会規程に定められた経営に関する重要な事項を決定しております。監査役も出席し、議案審議の内容や決議事項の適法性をチェックしております。毎月１回の定例月次取締役会の他、必要に応じて開催しております。平成28年12月期は16回開催いたしました。

(2)販売会議
　毎週１回開催しております。各事業部門のディレクターで構成され、各事業の週ごとの状況報告の他、業績見通し、問題点の洗い出しなど、詳細にわたって報告が行われます。同会議での報告事項のうち重要なものについては、経営会議で討議されます。

(3)内部監査
　内部監査規程に基づき、毎期計画的に内部監査を実施しております。内部監査室は、組織的には代表取締役に直属し、他の部署とは独立した組織となっております。当社では、全部署を内部監査の対象としており、各部署の所管業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役に報告するとともに適正な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。また、監査役による監査とあわせて会計監査及び業務監査についての総括的な確認を行い、取締役の業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

2.現状の体制を採用している理由
　当社は平成28年12月31日現在、取締役５名、監査役３名、従業員79名の小規模な組織であります。そのため業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等にあたっては、監査役の同席のもと開催される取締役会を中心とし、販売会議や内部監査からの報告事項及び検討事項を取締役会において審議する体制をとっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、監査役設置会社であり、当該体制を採用している理由は、近年における旧商法時代からの度重なる法改正及び会社法の制定により監査役の権限・責任及び機能が大幅に強化されたことから、監査役監査の環境整備に引き続き努めることにより、監査役監査体制による経営監視機能の有効性を確保することは可能と判断しているからです。
　更に、企業経営の透明性、健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2月上旬に本決算の説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ（http://www.ifis.co.jp)内でIR情報掲載ページを設けて、東証開示の決算情報、リリース情報の一覧公開のほか、決算説明会資料、株価情報、有価証券報告書を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京証券取引所に対して提出している「適時開示に係る宣誓書」及び「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について」において説明しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
　当社グループは、金融情報サービスベンダーとして「独創性あふれるサービス」をテーマに掲げ、「日本の資本市場の活性化に貢献する」ことを希求し続けている。
　その活動にあたっては、法令の遵守、経営資源の有効活用と収益性向上により企業価値を高め、株主、取引先、従業員とともに繁栄し、豊かな社会づくりに貢献することを経営の基本方針としている。
　このためにはコーポレート･ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進している。

2．内部統制システムの整備状況
(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
･当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役は法令遵守だけでなく、従業員に率先してコンプライアンスに対する意識の育成及び維持･向上に努める。
･代表取締役と従業員が直接面談する機会を定期的に設け、問題点や今後の課題などを代表取締役に報告する体制を整備する。
･「企業行動規範」において反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する旨を定めている。また法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動を防止するため「内部通報制度」を整備する。
･特殊暴力防止対策連合会に加盟し、管轄警察署を通じて関連情報の収集できる体制を整備し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
･株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその関連資料を、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧･謄写可能な状況にて管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
･当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、リスク管理全体を統括する担当部門を設置する。
･各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。
･事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
･当社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門のディレクターにより構成される販売会議を毎週開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。
･業務の運営･遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画、予算の立案、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
･代表取締役直属の内部監査室は、監査役･監査法人との連携･協力のもと内部監査を実施し、業務の適法･適切な運営と内部管理の構造を図るものとする。また随時、問題点や今後の課題などを代表取締役に報告する体制を整備する。
･社内研修･教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における当該使用人に関する事項
･現在当社グループは国内に7社の連結子会社、海外に1社の子会社と1社の関連会社を有しており、関係会社規程の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。
･グループ会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
･監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
･監査役会事務局担当者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けない。
･監査役会事務局担当者の人事異動に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
･監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の実行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。
･取締役は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査役に報告する。

(10) 監査役へ報告をした取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
･監査役へ報告をした取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会のほか重要な意思決定会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとる。
・監査役は、監査法人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。
・監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における社内体制の整備状況は以下の通りです。
⑴ 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、不当要求に対する対応統括部署として、経営管理グループを設置しています。
⑵ 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署担当係官とは、平素から緊密な連携を保ち、連絡・通報体制を確立しています。
⑶ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会主催の講習会等に積極的に参加し、情報収集に当たるほか、所轄警察署との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新の情報を経営管理グループにおいて管理しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

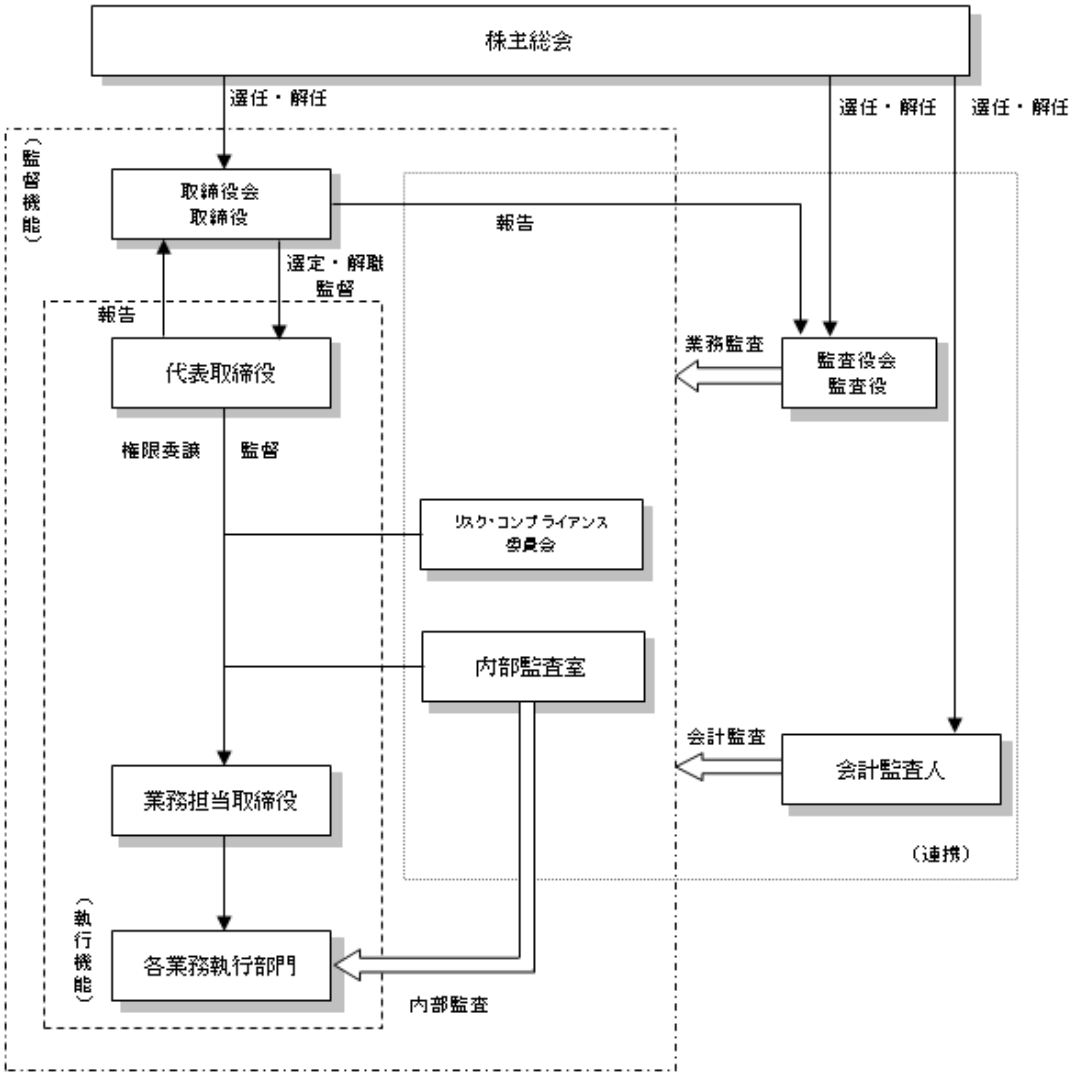

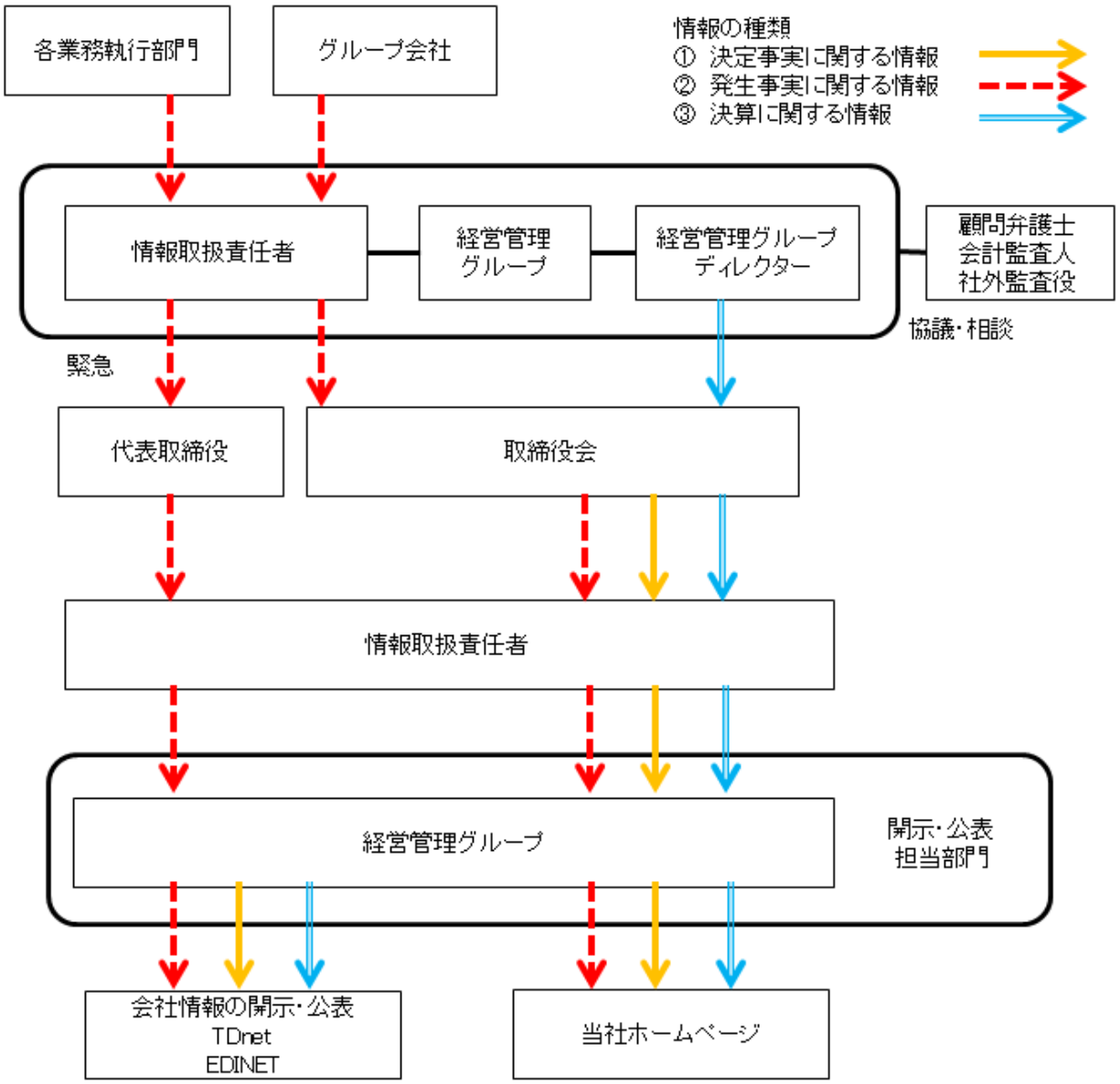
各業務執行部門
グループ会社
情報の種類
① 決定事実に関する情報
② 発生事実に関する情報
③ 決算に関する情報
情報取扱責任者
経営管理
グループ
経営管理グループ
ディレクター
顧問弁護士
会計監査人
社外監査役
協議・相談
緊急
代表取締役
取締役会
情報取扱責任者
経営管理グループ
開示・公表
担当部門
会社情報の開示・公表
TDnet
EDINET
当社ホームページ